

建築基準法第 12 条第 3 項に基づく

防火設備の定期報告について

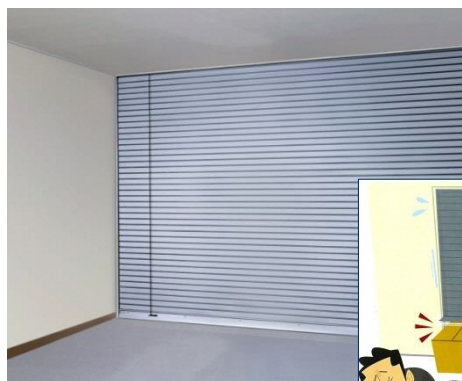
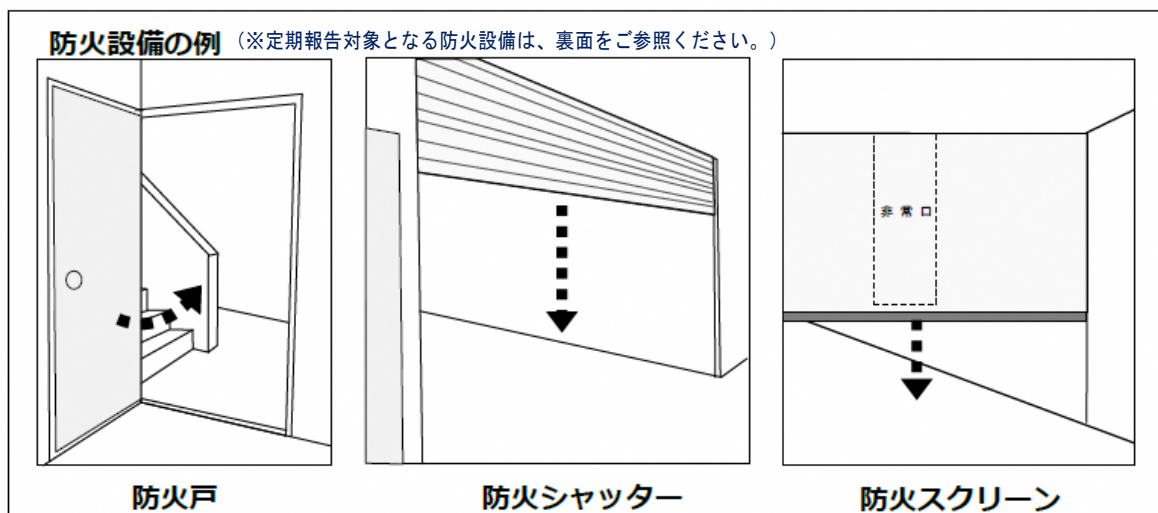
～ 平成 30 年度から報告が必要となっております ～

建築物の所有者・管理者（占有者を含む。）は、その建築物を常時適法な状態に維持するよう努めなければなりません。特に不特定多数の人が利用する建築物などについては、老朽化や設備機器の作動不良等により、一旦事故が発生すると大事故に発展するおそれがあることから、より一層の安全を確保する必要があります。このため、建築基準法では、そのような事故の未然防止と被害の拡大防止を目的に、所有者等に対して、専門技術者の調査・検査を受け、その結果を特定行政庁へ報告するよう義務づけています。

滋賀県下では、平成 30 年 4 月 1 日から防火設備の定期報告制度の運用を開始しておりますのでご注意ください。
（建築物本体とは別途に点検・報告が必要です。）

※注意 定期報告をすべきであるのにしない場合又は虚偽の報告を行った場合は、罰則の対象（100 万円以下の罰金）となります。

- ◆ **防火設備**とは・・・火災による火や煙の被害を最小限に食い止めるとともに安全な避難を確保するための重要な設備です。



防火扉や防火シャッターの作動不良、及びその周辺部に放置された物品等により適切に作動しない場合、火災による被害を大きくする原因となります。



防火設備が適切に作動しますか？

- ◆ 防火設備の定期報告の時期（1 年ごと）が来ましたら、防火設備検査員等の専門技術者に相談（依頼）しましょう。

■ 定期報告対象となる防火設備

火災時に煙や熱を感知して閉鎖・作動する防火設備

※ 防火設備の種類 … 防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備

■ 定期報告の時期（周期）

毎年（平成30年度から1年に1度）

■ 防火設備の定期報告が必要な建築物

避難階以外の階に右欄の用途が存在するもの※1	対象用途	対象規模
	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場のものを除く。）、公会堂、集会場	- 床面積の合計（客席の部分に限る。）$\geq 200 \text{ m}^2$ 3階以上の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ - 地階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ - 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので主階が1階にないもの
	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店、遊技場、展示場、公衆浴場	- 床面積の合計$\geq 3,000 \text{ m}^2$ 2階の床面積$\geq 500 \text{ m}^2$ 3階以上の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ - 地階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$
	ホテル、旅館、高齢者・障害者等の就寝の用に供するもので政令で定める児童福祉施設等※2 高齢者・障害者等の就寝の用に供するもので政令で定める共同住宅・寄宿舎※3	2階の床面積の合計$\geq 300 \text{ m}^2$ 3階以上の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ - 地階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$
	病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	2階(2階に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計$\geq 300 \text{ m}^2$ 3階以上の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ - 地階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$
	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場（学校に付属するものを除く。）	- 床面積の合計$\geq 2,000 \text{ m}^2$ 3階以上の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$
上記以外のもの	対象用途	対象規模
	高齢者・障害者等の就寝の用に供するもので政令で定める児童福祉施設等※2 高齢者・障害者等の就寝の用に供するもので政令で定める共同住宅・寄宿舎※3 病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	当該用途に供する部分の床面積の合計$\geq 200 \text{ m}^2$

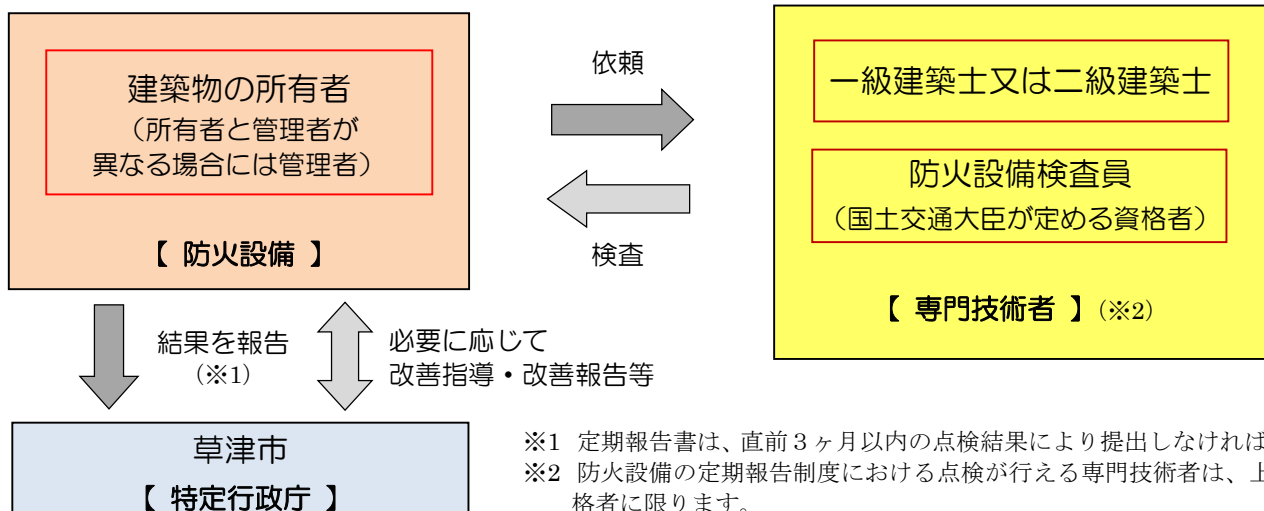
※1 「避難階」とは、直接地上へ通ずる出入口のある階をいいます。

※2 政令で定める児童福祉施設等…助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターを含む。）、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練または就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※3 政令で定める共同住宅…サービス付き高齢者向け住宅に限る。

政令で定める寄宿舎…サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。

■ 防火設備の定期報告フロー



出典：建築物防災推進協議会パンフレット「建物もあなたと同じ健康診断」

【お問合せ先】 草津市 都市計画部 建築課 建築指導係 TEL：077-561-2378 FAX：077-561-2486